資　料　提　供
令 和 ８ 年 １０ 月 ２３ 日
課名：産業廃棄物対策課
担当：河原
内線：２９６２
外線：082-513-2963

ヘリコプターを利用し上空からの不法投棄等監視を行う

合同スカイパトロールを実施します！

～実施日：11 月２日（月）～

廃棄物の不法投棄等の未然防止、早期発見・早期是正を目的として、関係機関と共同して、スカイパトロール（ヘリコプターを利用した上空からの監視パトロール）を行います。出発前には、今回監視を行う県防災ヘリ・県警ヘリが集合し、スカイパトロールの出発式を実施しますので、是非、貴メディアで取材していただきますようお願いします。

○　実施内容

- 広島県、県内政令市及び広島県警察本部が連携し、上空から不法投棄等の監視パトロールを行います。
- 不法投棄などの不適正な処理が発見された場合は、関係機関が連携して、原因者の特定や適正処理に向けた指導等を行います。

○　実施日程

集合日時	**11月２日（月）13:10**
使用機体	広島県防災航空センターヘリコプター 広島県警察ヘリコプター
関係機関	広島県・広島県警察本部 広島市
集合場所	広島空港　１階　国内線到着ロビー 三原市本郷町善入寺64番地31
当日の流れ （見込み）	13：30　出発式 13：50　ヘリ出発 14：30　解散 （取材対応時間：出発式終了～解散まで）

※　緊急用務、天候不良等により中止することがあります。
※　詳細は、申込み後に当課からご案内します。

≪報道（取材）にあたってのお願い≫

⑴　廃棄物の不法投棄等の未然防止を図るため、当日の出発前の様子を報道していただくようお願いします。安全確保の観点から、搭乗による取材はできません。
⑵　**パトロールの日程については、事前に報道しないでください。**
⑶　出発式を開催する広島空港は制限区域内であるので、**取材を希望される場合は、10月30日（金）の12時までに、別添の取材申し込み用紙をFAXで送信してください。**事前の申し込みがない場合、取材をお断りしますのでご了承ください。
⑷　災害等対応のため参加機体が揃わない場合があります。
⑸　延期・中止の場合は、当日10時までに、当課から連絡させていただきます。

ＦＡＸ　０８２－２１１－５３７４
（産業廃棄物対策課）

〈合同スカイパトロール〉
取材申し込み用紙

【報道機関名】

【連絡先】

氏（ふり）名（がな）　：

電　話　：

メール　：

【参加者名】

職名	氏名（ふりがな） （代表者に○、備考欄に連絡先を記入する。）	備考

※　行数が足りない場合は、別紙をご用意いただき、添付してください。

空港の安全管理のため、取材者の氏名は空港管理会社に提供します。

申込みの締め切りは、10月30日（金）12時とさせていただきます。

申込み確定後、広島空港の制限区域内に係る申請手続きのご案内を担当者から連絡します。

参考資料

１　不法投棄防止対策における課題について

不法投棄の監視や不法投棄防止の対策・啓発等を実施していますが、依然として、廃棄物の不法投棄が発生している状況にあります。このため、更なる監視、関係機関との連携強化、県民・多様な組織等からの通報などにより、不法投棄させない社会を醸成するとともに、不法投棄が発生した場合は、原因者に対して、是正指導を行うなど厳正な対応を徹底する必要があります。

また、市町が行う不法投棄防止対策への助成の継続や市町併任職員による監視等、県と市町が一体となった不法投棄防止対策を行う必要があります。

２　不法投棄監視強化対策事業について

⑴　不法投棄監視体制の強化

車両、船舶、ヘリコプター及びドローンによる陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。（図１　廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照）

また、県庁に常駐する不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により、事案への対処能力の向上を図ります。

⑵　不法投棄情報の収集

県庁に設置する「不法投棄110番ファックス」、県ホームページ、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、不法投棄事案等の早期対応、早期解決に努めます。

⑶　地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会により、地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに、町内会や各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図ります。また、警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図ります。

⑷　市町と県の連携

産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の事案は、発生した場所の市町に関係する問題でもあることから、市町職員の県職員への併任制度等により、市町が日常の監視として産業廃棄物の立入検査を実施しています。なお、廃棄物に係る事案等の発生時には、県と市町が連携して迅速に対応し、早期解決を図ります。

３　産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）について

投棄量が10トン以上の不法投棄の発生状況は、最近10年間は年間５件以内であり、令和７年度については１件でした。しかし、県内における不法投棄は未だに発生しており、未然防止の観点からも継続的に実施しているところです。（図２　産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）参照）

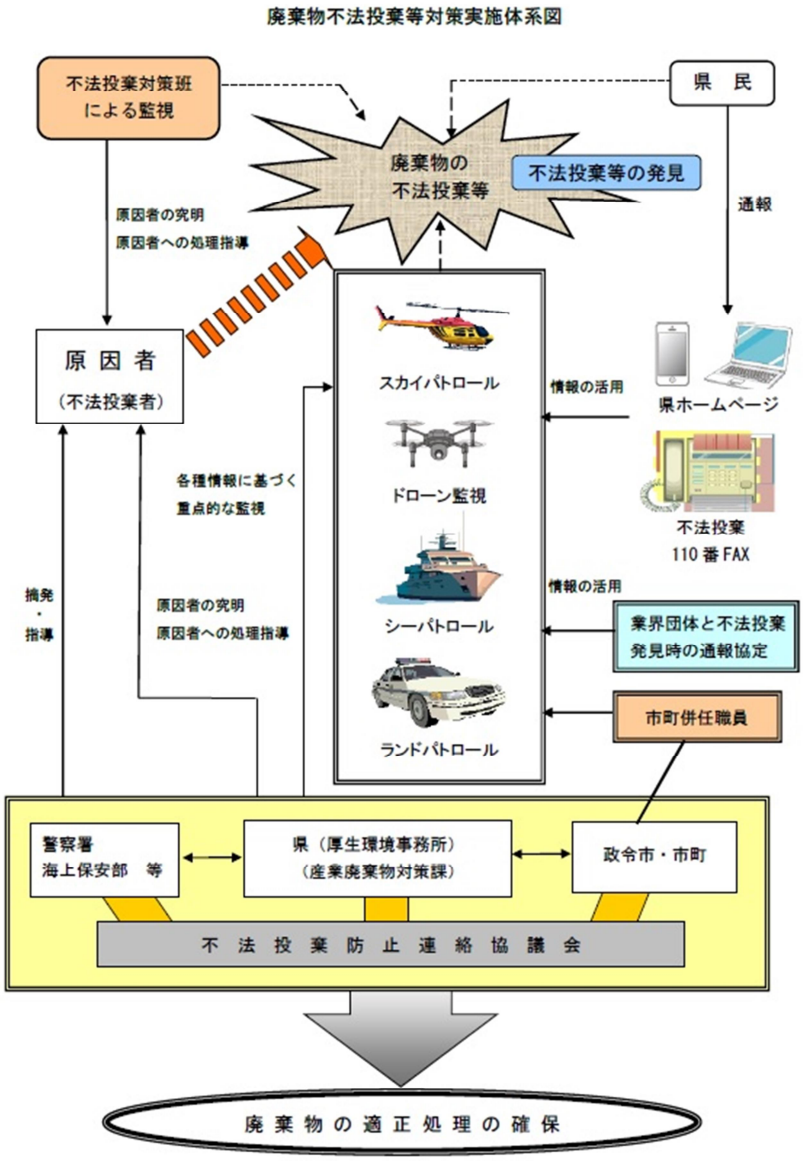
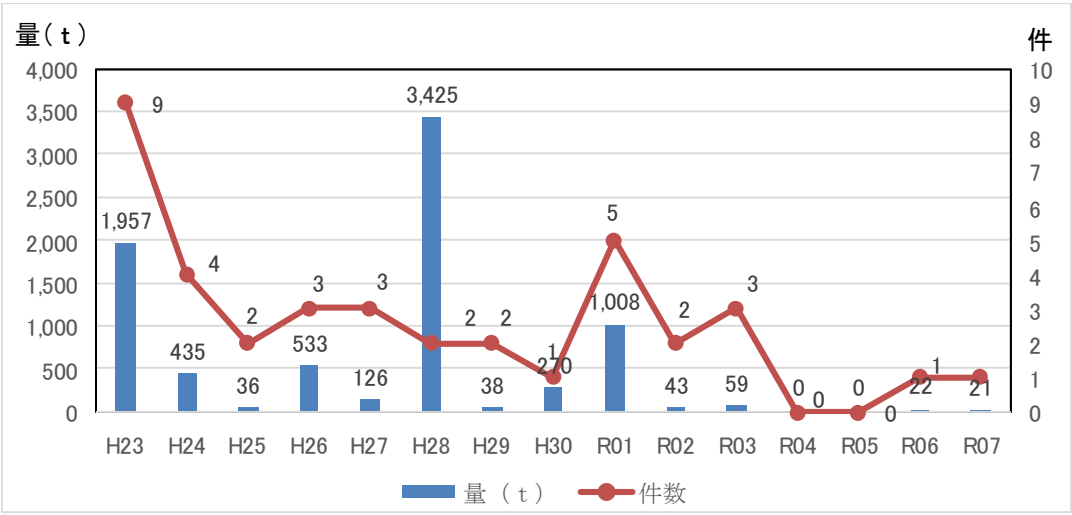


図１　廃棄物不法投棄対策等実施体系図



（※）平成 28 年度は廃棄物量 3,374t の大量投棄が１件あったため，大幅に増加した。この事案は，建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが，現場の状況から勘案し，不法投棄と判断したもの。

図２　産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）